

環境審議会景観部会資料

1 景観行政団体及び景観計画

景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政を進める主体であり、都道府県、指定都市、中核市及び都道府県と協議した市町村である。

景観行政団体になると、景観計画を策定して建築物の新築等に関する規制誘導を行うことができるほか、景観重要建造物・樹木や景観整備機構の指定、景観協定の認可など、独自の景観行政を進めることができる。

景観計画とは、良好な景観の形成に関する計画であり、計画を進める区域、同区域における景観形成に関する方針、行為の規制に関する事項などを定める。

県内の景観行政団体

	団体移行日	(県同意日)	景観計画施行日
岡山県			H20. 4. 1
岡山市	(指定都市)		H20. 4. 1
倉敷市	(中核市)		H22. 1. 1
新庄村	H18. 3. 1	(H18. 1. 10)	—
早島町	H18. 3. 1	(H18. 1. 10)	H19. 7. 1
瀬戸内市	H20. 9. 1	(H20. 7. 25)	H21. 4. 1
真庭市	H22. 7. 1	(H22. 5. 27)	H23. 4. 1
高梁市	H25. 11. 1	(H25. 9. 30)	H26. 7. 1

全国の状況 (H26. 4. 1時点)

	景 観 行 政 団 体				
	都道府県	指定都市	中核市	その他の市町村	合 計
全 国	4 7	2 0	4 3	5 0 7	6 1 7
中国地方	5	2	3	3 0	4 0

○前回景観部会（H24.9.6）以降の状況

・景観行政団体移行への動きについて

津山市：H27.10.1移行予定
(H28年1月景観計画策定予定)

・景観計画施行について

高梁市：H26.7.1景観計画施行（景観行政団体移行H25.11.1）

高梁市景観計画の特徴

市全域を景観計画の区域とするとともに、県が指定していた「高梁景観モデル地区」と「吹屋背景保全地区」を継承しつつ、その指定範囲を拡大し、歴史的な建造物や町並みの保全を図ることとしている。

○県の景観計画の区域

景観行政団体である市町村の区域を除いた区域である。

県の景観計画策定以降に景観行政団体になり、景観計画を策定した市町村の区域は、県の景観計画区域から順次、除外している。

2 ポータルサイト「おかやまの景観」による情報発信

ポータルサイト「おかやまの景観」を運営し、景観形成に関する諸制度や、関係部局が保有している情報を取りまとめるとともに、「おかやまの景観百選」の掲載など景観に関する情報を発信している。

アクセス数平成25年度計（平成25年4月4日～平成26年3月31日）「2500」

3 環境基本計画について

景観関係では、「景観行政団体の数（市町村）」の拡大を目指し、平成23年度で6のところ、平成28年度の努力目標を10としている。

平成23年度 A	努力目標 (平成28年度) B	努力目標達成状況	
		平成25年度 C	達成率 D
6	10	7	25%

※「達成率」= (C - A) / (B - A) × 100